

水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会 第1回全体会議 議事概要

1. 日時： 平成30年8月31日（金） 14時～16時

2. 場所： 中央合同庁舎2号館 16階 国土交通省国際会議室

3. 議事概要

- ・ 「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」が本日（8月31日）施行されたことを踏まえ、「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」を設置・開催する趣旨、本法律および本法律に基づく基本方針の概要について、情報共有を行った。
- ・ 協議会においては、水資源分野における海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入を図るため、国土交通省が海外社会資本事業を行う我が国事業者その他の関係者に必要な情報及び資料の提供を行うとともに、関係者が相互に連携を図りながら協力することで、水資源分野において、調査・計画段階に着目して我が国事業者の海外展開に関する現状把握、課題整理等を行い、協力体制の構築等に取り組むことを確認した。
- ・ 各業界団体から聴取した我が国事業者の現状認識や期待を踏まえ、日本に優位性のある技術や水問題を総合的に解決するパッケージでの提案等について、意見交換を行った。案件形成を進めるにあたって、現地や相手国政府のニーズ把握が重要であることや、運営・維持管理の重要性を相手国にわかりやすい形で示していく必要があること等の意見があった。
- ・ 今年度は、我が国事業者が参入できるプロジェクトにつながる調査・計画案件として、東南アジアにおける、「水資源に関する流域マスタープラン」、「既設ダムの改築」に関するもの2件を対象として、現地の情報・データ収集、相手国との調整等を実施し、調査計画案件（案）としてとりまとめることを目指すこととする。

(以上)